

## 社会福祉法人祖父江愛照会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祖父江愛照会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、勤務形態に応じて、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員とは。現行は、理事長が該当する。常勤役員に対する報酬については、次のように定めるものとする。

月額 500,000 円（月平均25日出勤）  
理事会への出席 日額 20,000 円

### (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬については、次のように定めるものとする。

- (1) 評議員 評議員会への出席 日額 20,000 円  
上記の他、法人及び施設業務のための出席（委員会等）  
日額 10,000 円
- (2) 理事 理事会への出席 日額 20,000 円  
上記の他、法人及び施設業務のための出席（委員会等）  
日額 10,000 円
- (3) 監事 監査業務、理事会・評議員会の出席 日額 20,000 円  
上記の他、法人及び施設業務のための出席 日額 10,000 円

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬については、月末締めで支給は毎月15日とする。ただし、その日が休日に当るときは、前日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条

1. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
2. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の日数を基準として、日割によって計算する。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。